

引き上げ分の地方消費税の活用について

平成 24 年 8 月の「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の一部改正、平成 25 年 10 月の閣議決定により、平成 26 年 4 月から消費税率が 5%から 8%に引き上げられました。消費税引上げ分（3%分）による増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けられます。

消費税 5%には地方消費税 1%が含まれており、消費税 8%の場合、地方消費税は 1.7%になります。地方消費税の増収分 0.7%についても、社会保障の充実・安定化に向けられません。

練馬区では、平成 30 年度当初予算において、地方消費税の社会保障財源額を 61 億 6,600 万円と算定しています。これについては、下記の通り、社会保障施策に活用いたします。

地方消費税社会保障財源分活用状況

(単位：千円)

分類	事業名	平成 30 年度事業費	地方消費税増収分活用の額
社会福祉	高齢者福祉事業	2,165,936	234,964
	障害者福祉事業	18,076,321	956,016
	生活保護事業	33,635,629	1,070,503
	保育委託事業	23,743,074	1,653,240
社会保険	国民健康保険事業	6,477,614	553,739
	後期高齢者医療事業	7,934,596	248,243
	介護保険事業	7,006,153	927,597
保健衛生	保健予防対策事業	2,076,551	268,408
	健康推進事業	2,113,396	253,290
合計		103,229,270	6,166,000